第7章 介護サービス量の推計

第9期プランの計画期間中(2024年度~2026年度)における介護サービス量について、次の手順で推計を行いました。

1 第1号被保険者数の推計

2026年度までの各年度及び2040年度における第1号被保険者数について、住 民基本台帳の推移から推計を行いました。

その結果、第1号被保険者数は、2026年度には389,915人、2040年度には406,844人となる見込みです。

■ 第1号被保険者数の推計

		2024 年度	2025 年度	2026 年度	2040年度
穿	91号被保険者数	392,048人	391,273人	389,915人 🖇	406,844人
	65~74歳	155,027人	149,474人	145,687人会	190,471人
	75歳以上	237,021人	241,799人	244,228人	216,373人
	75歳以上比率	60.5%	61.8%	62.6% 🐇	53.2%

2 要支援・要介護認定者数の推計

2026年度までの各年度及び2040年度における要支援・要介護認定者数について、第8期プラン計画期間中の認定率の動向をもとに、以下の表のとおり推計しました。推計に当たっては、「要支援・要介護度(7区分)」、「5歳ごとの年齢区分(6区分)」、「性別(2区分)」の84グループに分け、認定率の傾向を踏まえる等、年度ごとの要介護度別・年齢階層別・性別の認定者数といった詳細な推計を行っています。

その結果、要支援・要介護認定者数は、2026年度には102,489人、2040年度には106,159人となる見込みです。

また、第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合である認定率は、2026年度には25.90%、2040年度には25.80%となる見込みです。

■ 要支援・要介護認定者数及び認定率の推計

(人)

	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2040年度
第1号被保険者数	392,048	391,273	389,915	406,844
認定者数	100,318	101,277	102,489	106,159
要支援1	11,766	11,812	11,831	11,232
要支援2	17,657	17,746	17,823 🤅	17,434
要介護 1	17,814	17,952	18,124	18,289
要介護 2	20,500	20,725	21,026	22,126
要介護3	14,004	14,207	14,487	15,924
要介護4	11,238	11,399	11,628	12,849
要介護 5	7,339	7,436	7,570	8,305
うち、第1号被保険者数	98,806	99,771	100,988	104,984
認定率	25.20%	25.50%	25.90%	25.80%

3 施設・居住系サービスの利用者数の推計及び整備等目標数の設定

2026年度までの各年度における施設・居住系の各サービスの利用者数について、以下の表のとおり推計を行いました。

推計に当たっては、第8期プランまでの推計方法の基本的な考え方を踏襲(※)しつつ、第8期プランの推計方法と利用実績を比較し、乖離があるものについては見直しを行いました。

この結果、施設・居住系サービスの利用者数の合計は、2026年度には、17,731人となる見込みです。

※ 施設・居住系サービスにおいて想定される利用者の要介護度(例えば、介護老人福祉 施設の場合、要介護3~5)の認定者数に対する割合が、第8期プランと概ね同水準に なるように推計

■ 施設・居住系サービスの利用者数の推計

(人)

		サービス種別	2024 年度	2025 年度	2026 年度
施	1	介護老人福祉施設	6,451	6,542	6,669
設サ	2	介護老人保健施設	3,450	3,494	3,556
 Ľ	3	介護医療院	1,742	1,742	1,742
ス		小 計 (① ~ ③)	11,643	11,778	11,967
居	4	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	2,277	2,305	2,343
住系サ	(5)	特定施設入居者生活介護 (介護専用型特定施設)	2,668	2,697	2,735
ービ	6	特定施設入居者生活介護 (混合型特定施設)	686	686	686
ス		小計 (④~⑥)	5,631	5,688	5,764
		合 計	17,274	17,466	17,731

整備等目標数については、サービス種別ごとに、58ページのとおり推計を行った利 用者が利用可能となるよう、必要量を見込むとともに、一部サービスは「介護離職ゼロ」 の実現に向けた必要量を前倒し、上乗せして設定しています。

■ 介護保険施設の整備等目標数

(人分)

	2024 年度 2025 年度 2026 年度				
① 介護老人福祉施設	7,445				
② 介護老人保健施設	4,201				
③ 介護医療院		2,379			

■ 居住系サービス事業所の整備等目標数

(人分)

(人分)

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
④ 認知症高齢者グループホーム		2,654	
⑤ 介護専用型特定施設		3,460	
⑥ 混合型特定施設		1,581	

「介護離職ゼロ」の実現に向けたサービス必要量(再掲)

	第9期計画期間(2024~2026年度)中			
	うち「介護離職ゼロ」分	整備等目標数		
① 介護老人福祉施設	312	312		
④ 認知症高齢者グループホーム	27	27		
⑤ 介護専用型特定施設	188	688		

※ 介護老人福祉施設の整備等目標数312人分のうち、93人分は、公設単独ショート ステイ施設からの転換分です。また、介護専用型特定施設の整備等目標数688人分の うち、500人分は、既存の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅から の転換分です。

【コラム®】第9期プランにおける施設・居住系サービスの整備等目標数の設定

第9期プランにおける施設・居住系サービスの整備等目標数については、「介護離職 ゼロ」実現に関する国方針(35ページ参照)を受け、中長期的な要介護認定者数の推 移及び介護ニーズの見込みを踏まえて設定しています。

<将来推計から読み取れること>

- 介護サービスの需要のピークは、2035年度(令和17年度)頃及び2055 年度(令和37年度)頃。
- 特別養護老人ホームの需要のピークは、2035年度(令和17年度)~204 0年度(令和22年度)頃及び2060年度(令和42年度)頃。

(筆 Q 期	- 11-1	
	O BH)	(35
	9 8 8 8	\ 5

	2024	2025	2026	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
	R6	R7	R8	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
要支援										
要介護	100, 318	101, 277	102, 489	107, 892	109, 809 ピーク①	106, 159	<u>101, 160</u>	102, 184	105, 818 ピーク②	105, 391
認定者										
うち要介護	32, 581	33, 042	33, 685	35, 524	37, 186	37, 078	34, 306	22 715	35, 052	35, 781
3 · 4 · 5	32, 361	33, 042	33, 000	35, 524	ピーク①	37,076	34, 300	33, 715	35, 052	ピーク②
うち要介護	10 577	10 025	10 100	00 010	01 150	21, 154	10 577	10 100	10 007	20, 327
4 • 5	18, 577	18, 835	19, 198	20, 218	21, 152	<u>21, 154</u> ピーク①	19, 577	<u>19, 198</u>	19, 927	ピーク②
生産年齢	838, 774	834, 749	830, 977	00E 421	758, 942	690, 759	635, 754	593, 716	560, 849	532, 148
人口	030, 774	034, 749	630, 977	805, 421	700, 942	090, 759	030, 754	593, /10	500, 849	JJZ, 148

- 介護サービスの需要のピーク(要支援・要介護認定者数のピーク)を迎える20 35年度(令和17年度)~2040年度(令和22年度)を見据えて介護基盤整 備を行います。
- 国の方針に基づき、第7期から進めてきた「介護離職ゼロ」実現に向けた前倒し・ 上乗せ整備が、第9期中に完了するように、整備に取り組みます。

<中長期的な介護基盤整備の見通し>

○ 第9期プラン中に、「介護離職ゼロ」実現に向けた前倒し・上乗せ整備を完了さ せることにより、特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームについては、 中長期的な需要に対応し、2027年度(令和9年度。第10期計画期間)以降の 新規整備を要しない程度の定員数を確保できる見通しとなります。

(4**)**

居宅系サービスの利用量の推計

居宅系サービスの利用対象者数は、要支援・要介護認定者数から、施設サービス利用者数及び居住系サービス利用者数を差し引いた数値としています。

■ 居宅系サービス利用対象者数の見込み

(人)

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
① 要支援・要介護認定者数	100,318	101,277	102,489
② 施設サービス利用者数	11,643	11,778	11,967
③ 居住系サービス利用者数	5,631	5,688	5,764
④ 居宅系サービス利用対象者数 【①-(②+③)】	83,044	83,811	84,758

各居宅系サービスの利用量について、基本的には、2024年度以降の各サービスの利用割合(推計)を実績から算出し、それらを利用対象者数に乗じて、62ページの表のとおり推計しました。

なお、介護保険制度では保険者である市町村が居宅サービス等の供給量を調整できるよう公募制や指定を行わないことができる等の総量規制の仕組みが設けられています。本市においても、地域包括ケアを推進するうえで大きな役割が期待される「小規模多機能型居宅介護等(※)」への担い手の誘導と普及を促進する観点から、年度ごとに一定の条件に該当する日常生活圏域において、新規の地域密着型通所介護(小規模デイサービス)及び通所介護の事業者指定を行わない仕組みを導入しており、地域密着型通所介護及び通所介護の過当競争の抑制を図るとともに、より必要とされる介護サービスの一層の普及を進めることを前提として、利用者数の推計を行っています。

※ 小規模多機能型居宅介護、定期巡回·随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機 能型居宅介護

<総量規制の条件>

次の①、②の両方に該当する日常生活圏域を総量規制の対象圏域としています。

- ① 日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護等の事業所があり、当該圏域における地域密着型通所介護のサービス供給量が京都市民長寿すこやかプランに定める見込み量に達している。
- ② 日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護等の事業所があり、当該圏域における地域密着型通所介護及び通所介護のサービス供給量の合計が京都市民長寿すこやかプランに定める見込み量に達している。

■ 各居宅系サービスの利用量(推計)

		2024 年度	2025 年度	2026 年度	
	居宅	訪問介護	4,767,184 回	5,035,441 回	5,245,028 回
	サービス	訪問入浴介護	62,050 回	63,792 回	65,039 回
		訪問看護	1,187,740 回	1,290,218 回	1,326,212 回
		訪問リハビリテーション	488,932 回	518,573 回	532,931 回
		居宅療養管理指導	198,936 人	216,456 人	223,572 人
		通所介護	1,724,982 回	1,773,457 回	1,795,123 回
		通所リハビリテーション	457,692 回	479,665 回	496,595 回
		短期入所生活介護	296,347 日	301,334 日	306,641 日
介		短期入所療養介護	68,688 ⊟	69,412 日	70,507 日
介護給付		福祉用具貸与	387,408 人	407,784 人	420,264 人
付		特定福祉用具販売	5,832 人	5,928 人	6,024 人
		住宅改修	4,560 人	4,788 人	4,860 人
		居宅介護支援	507,756 人	526,248 人	537,420 人
	地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15,420 人	16,092 人	16,620 人
	サービス	夜間対応型訪問介護	14,436 人	15,288 人	15,576 人
		認知症対応型通所介護	55,771 回	55,655 回	56,952 回
		小規模多機能型居宅介護	18,888 人	19,560 人	19,764 人
		看護小規模多機能型居宅介護	2,412 人	2,544 人	2,604 人
		地域密着型通所介護	485,597 回	509,302 回	519,571 回
	介護予防	介護予防訪問入浴介護	22 回	22 回	22 回
	サービス	介護予防訪問看護	104,609 回	105,014 回	105,410 回
		介護予防訪問リハビリテーション	44,527 回	44,627 回	44,748 回
		介護予防居宅療養管理指導	9,288 人	9,528 人	9,780 人
		介護予防通所リハビリテーション	19,212 人	19,416 人	19,632 人
予		介護予防短期入所生活介護	2,621 日	2,621 日	2,621 日
予防給付		介護予防短期入所療養介護	811 日	811 日	811 日
台付		介護予防福祉用具貸与	109,668 人	110,112 人	110,640 人
		特定介護予防福祉用具販売	2,172 人	2,184 人	2,376 人
		介護予防住宅改修	2,952 人	2,964 人	2,976 人
		介護予防支援	132,216 人	132,876 人	134,256 人
	地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	108 回	108 回	108 回
	介護予防サービス	介護予防小規模多機能型居宅介護	780 人	768 人	768 人
※ 1	1年間の利				

^{※1 1}年間の利用量

^{※2 「}介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は、2017年度に予防給付から地域支援事業(介護予 防・日常生活支援総合事業)へ移行した。

保険給付費の見込み

各年度の保険給付費については、施設サービス、居宅系サービス、地域密着型サービ スについて、1回(1日、1人)当たりの給付費を各サービスの利用量見込みに乗じて 算定しました。

各サービスの1回(1日、1人)当たりの給付費は、これまでの実績を考慮して算出 し、2024年4月の介護報酬の改定を踏まえて見込んでいます。

① 施設サービスの給付費の見込み

(千円)

	2024年度	2025年度	2026年度
介護老人福祉施設	19,925,962	19,992,933	20,320,723
介護老人保健施設	15,191,763	15,386,541	15,627,416
介護医療院	8,923,344	8,934,637	8,934,637
計	44,041,069	44,314,111	44,882,776

② 居宅系サービスの給付費の見込み

(千円) ■ 介護給付

	2024年度	2025年度	2026年度
訪問介護	15,617,056	16,513,309	17,191,643
訪問入浴介護	811,522	835,364	851,726
訪問看護	6,504,191	7,089,068	7,293,313
訪問リハビリテーション	1,483,712	1,575,564	1,619,188
居宅療養管理指導	2,631,095	2,874,275	2,969,226
通所介護	14,507,851	14,987,123	15,199,334
通所リハビリテーション	4,095,396	4,296,215	4,453,252
短期入所生活介護	2,847,433	2,908,501	2,961,301
短期入所療養介護	847,638	857,672	871,810
福祉用具貸与	5,873,548	6,239,721	6,438,191
特定施設入居者生活介護	7,142,217	7,182,736	7,240,671
特定福祉用具販売	196,542	200,627	203,971
住宅改修	323,053	339,029	344,081
居宅介護支援	8,377,090	8,713,949	8,907,250
計	71,258,344	74,613,153	76,544,957

■ 予防給付 (千円)

	2024年度	2025年度	2026年度
訪問入浴介護	210	210	210
訪問看護	441,973	444,162	445,830
訪問リハビリテーション	128,874	129,321	129,674
居宅療養管理指導	87,277	89,674	92,020
通所リハビリテーション	710,938	719,786	726,045
短期入所生活介護	18,452	18,475	18,475
短期入所療養介護	7,575	7,585	7,585
福祉用具貸与	640,754	643,926	648,263
特定施設入居者生活介護	106,898	107,033	108,264
特定福祉用具販売	59,733	60,066	65,324
住宅改修	233,284	234,271	235,190
介護予防支援	647,548	651,603	658,311
計	3,083,516	3,106,112	3,135,191

③ 地域密着型サービスの給付費の見込み

(千円) ■ 介護給付

	2024年度	2025年度	2026年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,763,058	2,926,179	3,008,889
夜間対応型訪問介護	566,426	598,278	609,378
認知症対応型通所介護	686,110	685,320	701,622
小規模多機能型居宅介護	4,363,605	4,550,065	4,604,368
認知症対応型共同生活介護	7,723,381	7,978,124	8,115,914
地域密着型特定施設入居者生活介護	1,015,192	1,057,777	1,099,398
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2,862,510	2,866,132	2,866,132
看護小規模多機能型居宅介護	679,477	721,813	740,048
地域密着型通所介護	3,418,199	3,609,383	3,681,262
計	24,077,958	24,993,071	25,427,011

(千円) ■ 予防給付

	2024年度	2025年度	2026年度
認知症対応型通所介護	830	831	831
小規模多機能型居宅介護	65,427	64,416	64,416
認知症対応型共同生活介護	6,562	6,570	6,570
計	72,819	71,817	71,817

④ 保険給付費の見込み

(百万円)

		2024年度	2025年度	2026年度	合 計
施設サービス		44,041	44,314	44,883	133,238
居宅系	介護給付	71,258	74,613	76,545	222,416
サービス	予防給付	3,084	3,106	3,135	9,325
地域密着型	介護給付	24,078	24,993	25,427	74,498
サービス	予防給付	73	72	72	217
高額介護サー	ビス費等 ※	8,080	7,973	8,073	24,126
審査支払手数	料	169	171	173	513
合	計	150,783	155,242	158,308	464,333

[※] 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び特定入所者介護サービス費 の合計

⑤ 保険給付費の財源構成

■ 負担割合(%)

	国	国 (調整交付金)	都道府県	市町村	第1号保険料	第2号保険料
保険給付費	20.0 ※	約 5.0	12.5 ※	12.5	約 23.0	27.0

[※] 施設サービス費については、国 15%、都道府県 17.5%

■財源内訳 (百万円)

	2024年度	2025年度	2026年度	合 計
第1号保険料	27,937	28,887	29,275	86,099
第2号保険料	40,711	41,915	42,743	125,369
京都市負担金	18,848	19,405	19,789	58,042
京都府負担金	21,549	22,120	22,536	66,205
国負担金	37,332	38,518	39,584	115,434
その他繰入金 ※	4,406	4,397	4,381	13,184
合 計	150,783	155,242	158,308	464,333

[※] 低所得者保険料軽減繰入金、介護給付費準備基金繰入金の合計

6

地域支援事業の事業量の見込み等

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業における事業量の見込み

各年度における総合事業の種類ごとの事業量について、第8期プラン計画期間中の実績を考慮したうえで、地域のニーズや資源等の地域の実情を踏まえ、以下のとおり見込みました。

① 介護予防・生活支援サービス事業

第8期中の実績や新設したサービスの今後の利用予測を踏まえ、以下のとおり 見込みました。

(人)

	サービス種別	2024 年度	2025 年度	2026 年度
	介護型ヘルプサービス	3,638	3,666	3,692
訪 問 型	生活支援型ヘルプサービス	1,403	1,361	1,319
サービス	支え合い型ヘルプサービス	156	209	264
	介護予防活動の場への外出支援サービス	20	30	40
通所型	介護予防型デイサービス	7,178	7,321	7,376
サービス	短時間型デイサービス	878	884	891
介護予防ケ	アマネジメント	6,932	6,984	7,036

② 一般介護予防事業

全高齢者を対象に、介護予防の普及・啓発を行うとともに、多職種連携による ケアマネジメント支援の充実を図ることにより、高齢サポート(地域包括支援センター)職員等が自立支援・重度化防止に繋がる質の高いケアマネジメントを行 えるよう取り組みます。

	2022 年度	2026 年度
リハビリ専門職と連携したケアマネ ジメント(事例検討・アセスメント訪 問)を実施している高齢サポート数	23か所	61か所

(2) 包括的支援事業及び任意事業における事業量の見込み

被保険者の自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等に要する費用の適正化等に向け、主に以下の事業を実施します。事業量については、第8期プラン計画期間中の実績を考慮したうえで、以下のとおり見込みました。

① 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携支援センター(市内8か所に設置)の活動等を通じて多職種による在宅医療・介護の提供体制の強化に取り組みます。

	2022 年度	2026 年度
在宅医療・介護連携支援センターの相談受付件数	1,216 件	1,300 件

② 認知症総合支援事業

人格形成の重要な時期である子ども·学生を対象とした認知症サポーター養成講 座の推進に取り組みます。

また、認知症が疑われる人やその家族に早期に関わり、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援等を実施する「認知症初期集中支援チーム」(市内8か所に設置)の活動を促進します。

	2023 年度 (見込値)	2026 年度
子ども・学生の認知症サポーター養成講 座受講者数	4,000 人	5,500 人

	2022 年度	2026 年度
認知症初期集中支援チームによる医療・介護への引継割合	100%	同水準を維持

③ 介護給付等費用適正化事業

国が示す給付適正化の主要3事業である認定調査状況チェック、ケアプランの点検・住宅改修等の点検、医療情報との突合・給付実績との縦覧点検を引き続き実施します。事業量については、過去の実績や点検対象の居宅介護支援事業所、高齢サポート(地域包括支援センター)の介護支援専門員等の人数を踏まえて、以下のとおり見込みました。

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
認定調査員現任研修受講者数	500 人	500 人	500 人
委託先が実施する認定調査への同行回数	100 回	100 回	100 回
点検を行ったケアプラン数	370 件	370 件	370 件
医療情報の突合件数	19,000 件	19,000 件	19,000 件
給付実績の縦覧点検件数	30,000 件	30,000 件	30,000 件

(3) 地域支援事業費の見込み

① 事業費の見込み

地域支援事業に係るこれまでの実績を考慮して事業費を見込みました。介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業費は約140億8,700万円、包括的支援事業及び任意事業に係る事業費は約24億9,600万円となり、地域支援事業全体では約165億8,300万円となります。

(百万円)

	2024年度	2025年度	2026年度	合 計
介護予防・日常生活支援総合事業	4,646	4,704	4,737	14,087
包括的支援事業及び任意事業	829	833	834	2,496
地域支援事業費 合計	5,475	5,537	5,571	16,583

② 財源構成

財源構成については、介護予防・日常生活支援総合事業は保険給付費と同じ構成 となり、包括的支援事業及び任意事業は公費(国、都道府県、市町村)と第1号被 保険者の保険料で構成されます。

■ 地域支援事業費の負担割合(予定)

(%)

	国	都道府県	市町村	第1号保険料	第2号保険料
介護予防・日常生活支援総合事業	約 25.0	12.5	12.5	約 23.0	27.0
包括的支援事業及び任意事業	38.5	19.25	19.25	23.0	_

※ 介護予防・日常生活支援総合事業の国負担割合約25%のうちの5%相当分については、保険給付費と同様に調整交付金として交付される。

地域支援事業費の財源内訳

(百万円)

	2024年度	2025年度	2026年度	合 計
第1号保険料	1,187	1,200	1,199	3,586
第2号保険料	1,254	1,270	1,279	3,803
京都市負担金	741	748	753	2,242
京都府負担金	741	748	753	2,242
国負担金	1,552	1,571	1,587	4,710
合 計	5,475	5,537	5,571	16,583

7 保健福祉事業の事業費の見込み

国における地域支援事業の見直しによって、地域支援事業(任意事業)で実施している家族介護用品給付事業において、令和6年度以降、地域支援事業として実施する場合は、令和5年度の支出予定額を上限額とすることとされたため、上限額を超過する分については、現行の給付水準を安定的に維持するために、保健福祉事業により実施します。

① 事業費の見込み

地域支援事業に係るこれまでの実績を考慮して事業費を見込みました。保健福祉 事業に係る事業費は約3,900万円となります。

(百万円)

	2024年度	2025年度	2026年度	合 計
保健福祉事業	9	10	20	39

② 財源構成

財源構成については、全額第1号被保険者の保険料で構成されます。

保健福祉事業費の負担割合

(%)

	(70)
	第1号保険料
保健福祉事業	100

重層的支援体制整備事業(地域支援事業からの移行分)の事業量の見込み等

第8期プラン期中は、地域支援事業において実施していた事業の一部について、第9 期プランからは、重層的支援体制整備事業へ移行して実施します。

(1) 重層的支援体制整備事業(地域支援事業からの移行分)における事業量の見込み

① 相談支援

ア 高齢サポート(地域包括支援センター)の運営

高齢サポート(市内61か所に設置)は、地域で暮らす高齢者を介護、福祉、 健康、医療の面から総合的に支援するための身近な相談先であり、京都市版地域 包括ケアシステムにおける中核機関として、地域における様々な関係機関との連 携の下、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援します。

	2023 年度	2026 年度
高齢サポート(地域包括支援センタ 一)を認知している人の割合	56.0% [*]	上昇

^{※ 2022}年度すこやかアンケート(高齢者調査)に基づく。

② 地域づくり

ア 通いの場

身近な「通いの場(健康長寿サロン等)」の充実を図ることにより、通いの場 への参加促進を図ります。

	2023 年度	2026 年度
通いの場 ^{※1} へ定期的に参加している 方の割合	9.3%**2	上昇

- ※1 地域住民等が主体となり、月1回以上取り組む、介護予防等につながる活動の場・機会。
- ※2 2022年度すこやかアンケート(高齢者調査)に基づく。

イ 生活支援体制整備事業

「地域支え合い活動創出コーディネーター」(各区・支所単位に配置、計13名) の活動や「地域支え合い活動調整会議」での協議等を通じ、多分野の関係機関や 企業等を含めた地域の多様な主体との連携・協働による、地域の特性に応じた生 活支援サービスの創出を推進します。

	2023 年度	2026 年度
地域支え合い活動調整会議を通じて 支援した取組等の数(累計)	210 件 (2023 年 9 月末)	350 件
地域支え合い活動入門講座修了者数 (累計)	2,850 人 (見込値)	3,300 人

(2) 重層的支援体制整備事業(地域支援事業からの移行分)における事業費の見込み

① 事業費の見込み

地域支援事業に係るこれまでの実績を考慮して事業費を見込みました。地域支援 事業から重層的支援体制整備事業へ移行した事業に係る事業費は約57億9,70 0万円となります。

(百万円)

	2024年度	2025年度	2026年度	合 計
介護予防・日常生活支援総合事業からの移行分	299	302	304	905
包括的支援事業及び任意事業からの移行分	1,622	1,633	1,637	4,892
合計	1,921	1,935	1,941	5,797

② 財源構成

財源構成については、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任 意事業と同じ構成となり、公費(国、都道府県、市町村)と第1号・第2号被保険 者の保険料で構成されます。

■ 重層的支援体制整備事業(地域支援事業からの移行分)の負担割合(予定)

(%)

	国	都道府県	市町村	第1号保険料	第2号保険料
介護予防・日常生活支援総合事業からの移行分	約 25.0	12.5	12.5	約 23.0	27.0
包括的支援事業及び任意事業からの移行分	38.5	19.25	19.25	23.0	

[※] 介護予防・日常生活支援総合事業から移行した分の国負担割合約25%のうちの 5%相当分については、保険給付費の調整交付金と同様の計算をして交付される。

■ 重層的支援体制整備事業(地域支援事業からの移行分)の財源内訳

(百万円)

	2024年度	2025年度	2026年度	合 計
第1号保険料	437	440	441	1,318
第2号保険料	80	82	82	244
京都市負担金	350	352	353	1,055
京都府負担金	350	352	353	1,055
国負担金	704	709	712	2,125
合 計	1,921	1,935	1,941	5,797

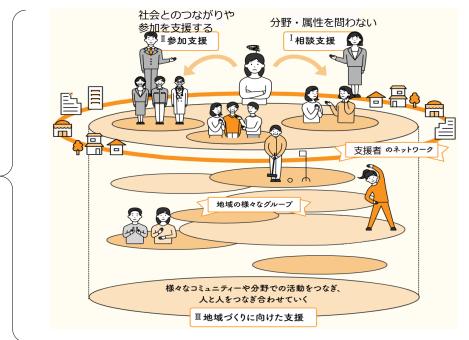
【コラム①】「重層的支援体制」の推進

3つの支援を一体的に実

本市においては、地域だけでは対応が困難な複合的な課題を、各区役所・支所保健福祉センター、支援関係機関等がしっかりと受け止め、それぞれが持つ強みや機能を発揮し合い、適切な支援に結びつける分野横断的な支援体制を強化してきました。

「8050 問題」や「ダブルケア」等のように、地域住民が直面する課題の複雑化・複合化が進む中、高齢、障害、子ども、生活困窮といった制度間の壁を低くして各区役所・支所保健福祉センター、支援関係機関等が連携・連帯し、本人や世帯の属性にかかわらず包括的に相談を受け止め協働して支援する体制を推進するとともに、本人や世帯に寄り添い、社会とのつながりを回復する支援を充実していきます。そして、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援の充実と合わせて一体的に実施することで、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化し、必要な支援が届いていない方を取り残すことなく、また、事態が深刻化する前に解決を図ることを目指していきます。

なお、本市の地域福祉計画である「京・地域福祉推進指針」において、本市の「重層的支援体制の推進」を掲げており、本プランと十分に連携しながら、取組を進めます。



(資料:厚生労働省 社会・援護局 地域共生社会推進室、一部改変)

《参考》 第1号被保険者の介護保険料

1 保険料算定の仕組み

介護保険制度は、国、地方自治体、40歳以上の市民のそれぞれの負担によって、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度であり、第9期プランの計画期間(2024~2026年度)は、保険給付費・地域支援事業費等のうち第1号被保険者(65歳以上の方)の負担割合が約23%となります。

第1号被保険者の介護保険料(以下「保険料」という。)の基準額(月額)は、次の方法により算定します。

保険給付費×約23% ※1

- + 地域支援事業費×23%
- + 保健福祉事業費×100%
- + 重層的支援体制整備事業費×23% (地域支援事業からの移行分)
- + 京都府介護保険財政安定化基金拠出金 ※2
- 介護給付費準備基金(積立金)取崩額

÷ 補正後被保険者数 ÷ 12月 ※3

- ※1 第1号被保険者の所得水準や高齢者の年齢区分の割合によって国の調整交付金が 異なることから、第1号被保険者の負担割合は市町村ごとに異なります。標準的な市 町村では23%となります。
- ※2 第9期における京都府介護保険財政安定化基金拠出金への拠出金は0円
- ※3 (各所得段階区分の第1号被保険者見込数×第9期における保険料率)の合計から 得た人数

保険料は、市民に提供される総サービス量に基づき算定しているため、介護サービスが充実し、サービス利用が多い市町村ほど保険料が高く設定されることになります。

また、保険料は地域支援事業(一般介護予防事業等)にも充てられており、要支援・要介護状態へ移行することを防ぐことにより、将来の保険料の上昇を抑える効果が期待されます。

なお、介護保険制度は、国が定めた全国一律の制度であり、市町村(保険者)の裁量は少なく、保険料分の歳入を一般財源により補填することなどは認められていません。

(2)介護給付費準備基金(積立金)からの取崩し

第8期計画期間に積み立てた介護給付費準備基金(積立金)を取り崩し、第9期の保険料に充当することにより、保険料を引き下げます。

3 所得段階区分の多段階化

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の保険給付費の増加を見据え、 第1号被保険者間の所得再配分機能を強化することで低所得者の保険料の上昇抑制を 図るため、介護保険法施行令の一部改正により、国が定める所得段階区分の標準段階数 が9段階から13段階に多段階化されました。本市においては、国における制度改正の 趣旨を踏まえ、所得段階区分を11段階から14段階にします。

4 公費投入による低所得者の保険料軽減等

第9期保険料について、第8期に引き続き、消費税率の引上げによる財源を活用して、 給付費の5割の公費とは別枠で公費(国1/2、府1/4、市1/4)を投入し、低所 得者の保険料軽減(第1段階0.455から0.285、第2段階0.63から0.4 3、第3段階0.69から0.685)を実施します。

また、生活困窮という特例の事由がある場合に、介護保険法に基づき、保険料を財源として、保険料を軽減する制度を継続実施します。

5 所得指標の特例の廃止

第8期には、介護保険料の算定に用いる合計所得金額について、市民税課税者に対する特例措置(合計所得に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合は、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除する措置)が適用されていましたが、本特例措置は第8期計画期間で終了するため、第9期計画期間以後の保険料算定には適用されません。

以上の結果、第9期計画期間の保険料基準額(月額)は、7,160円となります。また、所得段階区分別の保険料は、74ページの表のとおりとなります。

将来の本市の介護保険財政(見込み)

これまでの推計による2040年の要支援・要介護認定者数等をまとめると、以下のとおりです。

	2026 年度
第1号被保険者数	389,915 人
要支援・要介護認定者数	102,489 人
うち第1号被保険者数	100,988 人
認定率	25.90%
保険給付費・地域支援事業費等	1,659 億円
保険料基準額(月額)	7,160 円



上記は自然体推計で見込んでいますが、本市では、地域包括ケアシステムの深化・推進及び「健康長寿のまち・京都」の実現に向け、健康づくり・介護予防の取組や医療・介護・生活支援サービス等の充実など、総合的に取り組むことにより、元気な高齢者が増加し、要支援・要介護認定者数の伸びが抑えられ、その結果として、保険給付費や保険料基準額が自然体推計よりも抑えられることを目指します。また、被保険者の負担が過重とならないよう、引き続き、国に対して必要な要望をしてまいります。

【参考】第1号被保険者の保険料(所得段階区分別)

<第9期保険料(2024~2026年度)>

段階	対	象者の所得金	額等	保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)	保険料 (月額)
第1段階	・本人が生活保 ・本人が老齢福 ての世帯員が市	祉年金を受給し	、本人及びすべ	0. 285	24, 487円	2,040円
	本人及びすべ ての世帯員が	本人の前年中	80万円以下			
第2段階	市民税非課税 の場合(本人	の課税年金収 入額	80万円超 120万円以下	0. 43	36, 945円	3, 078円
第3段階	が単身の場合 を含む)	+ 本人の前年の 課税年金に係	120万円超	0. 685	58,855円	4,904円
第4段階	本人が市民税非課税で世帯員の中に	本代千金に保 る所得以外の *合計所得金	80万円以下	0. 9	77, 328円	6,444円
	市民税 (減免前) 課税者がいる場合	<u>額</u>	80万円超	基準額	85, 920円	7, 160円
第6段階			125万円以下	1. 1	94,512円	7,876円
第7段階			125万円超 190万円未満	1. 35	115, 992円	9,666円
第8段階			190万円以上 400万円未満	1.6	137, 472円	11, 456円
第9段階	1. 1. 10 ± 17 eV	L. I V. F	400万円以上 550万円未満	1.85	158, 952円	13, 246円
第10段階	本人が市民税 (減免前)課 税の場合	本人の前年の <u>*合計所得金</u> 額	550万円以上 700万円未満	2. 1	180, 432円	15,036円
第11段階	10642-990 []	<u>ur.</u>	700万円以上 850万円未満	2. 35	201, 912円	16,826円
第12段階			850万円以上 1,000万円未満	2. 6	223, 392円	18,616円
第13段階			1,000万円以上 1,150万円未満	2.85	244, 872円	20, 406円
第14段階				1,150万円以上	3. 1	266, 352円

^{*}合計所得金額は、土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額とする。 第1~5段階

※令和 $3\sim5$ 年度の市民税課税者の所得段階(第6段階以上)を判定する際、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合、当該給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から最大 10 万円を控除していたが、当該措置は期間限定の特例であり、令和 6 年度以降は適用しない。

<第8期保険料(2021~2023年度)>

段階	対	象者の所得金	額等	保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)	保険料 (月額)
第1段階	・本人が生活保 ・本人が老齢福 ての世帯員が市	祉年金を受給し	、本人及びすべ	0. 3	24, 480円	2,040円
	本人及びすべ ての世帯員が	本人の前年中	80万円以下			
第2段階	市民税非課税 の場合(本人	の課税年金収 入額	80万円超 120万円以下	0. 43	35,088円	2,924円
第3段階	が単身の場合 を含む)	+ 本人の前年の 課税年金に係	120万円超	0.7	57, 120円	4,760円
第4段階	本人が市民税非課 税で世帯員の中に	人が市民税非課 る所得以外の 80万円以下		0.9	73,440円	6, 120円
第5段階	市民税 (減免前) 課税者がいる場合	<u>額</u>	80万円超	基準額	81,600円	6, 800円
第6段階			125万円以下	1. 1	89,760円	7, 480円
第7段階			125万円超 190万円未満	1. 35	110, 160円	9, 180円
第8段階	本人が市民税 (減免前)課	本人の前年の *合計所得金	190万円以上 400万円未満	1. 6	130, 560円	10,880円
第9段階	税の場合	額	400万円以上 700万円未満	1.85	150,960円	12,580円
第10段階			700万円以上 1,000万円未満	2. 1	171, 360円	14, 280円
第11段階			1,000万円以上	2. 35	191, 760円	15, 980円

合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額(給与所得と公的年金等に係る所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額)から10万円を控除 する。

^{*} 合計所得金額は、土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額とする。 第 $1\sim5$ 段階 合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額(給与所得と公的年金等に係る所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額)から10 万円を控除する。 第 $6\sim1$ 1 段階 合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合は、当該給与所得及び当該公的年金等係る所得の合計額から10 万円を控除する。

資料編

(1)

京都市高齢者施策推進協議会

本市では、プランの進捗状況の点検・評価及び次期プランの内容等に関する協議を含め、広く高齢者福祉の推進に資する協議を行う場として「京都市高齢者施策推進協議会」を設置しています。第9期プランにおいても、引き続き、市民公募委員をはじめ、学識経験者、介護、保健、医療及び福祉の関係者による同協議会において進捗管理を行います。

(1) 京都市高齢者施策推進協議会の構成

京都市高齢者施策推進協議会(本会)

ワーキンググループ(部会)

常任ワーキンググループ

る齢者保健福祉計画ワーキンググループ

高齢者の生活支援や認知症高齢者支援の推進、地域包括支援センターの適切な運営など、高齢者保健福祉計画の進捗管理・策定等について議論する。

【主な協議事項】

- 1 ひとり暮らし高齢者への生活支援などの 高齢者保健福祉一般施策
- 2 健康づくりと介護予防、社会参加の推進
- 3 地域包括支援センターの適切な運営
- 4 認知症高齢者支援の推進
- 5 高齢者の権利擁護の推進(成年後見等)
- 6 高齢者を支えるネットワークの構築
- 7 高齢者が安心して暮らせる住まい環境づくり
- 8 地域における高齢者の実態の把握

(介護保険事業計画ワーキンググループ

介護サービス量及び事業費の推計や介護保 険事業の円滑な実施など、介護保険事業計 画の進捗管理・策定等について議論する。

【主な協議事項】

- 1 介護サービス量及び事業費の推計
- 2 介護保険事業の円滑な実施
- 3 介護サービスの充実(基盤整備等)
- 4 介護サービスの質的向上(事故・苦情等)
- 5 介護・福祉に従事する担い手の確保・定着 及び支援

特別ワーキンググループ

介護保険施設等事業者選定ワーキンググループ

介護保険施設等の設置・運営を行う事業候補者について、多角的な見地から選定を行う。

【主な協議事項】

- 1 事業候補者の募集要項及び選定基準に関する事項
- 3 事業候補者の選定に係る事項 (地域密着型サービス事業者の選定を含む)

(在宅医療・介護連携ワーキンググループ

本市における在宅医療・介護連携推進事業について、多角的な見地から検討を行う。

【主な協議事項】

- 1 在宅医療と介護の連携の推進
- 2 今後の在宅医療・介護連携のあり方に 関する事項

(2) 委員名簿(2024年3月現在)

(五十音順・敬称略、氏名の後の◎は会長、○は会長職務代理者、WGの☆は部会長)

				ワーキン	ググルー	ープ
E	无 名	所属団体、役職など	高齢者 保健福祉	介護保険 事業	在宅医療 介護連携	事業者 選定
麻田	博之	(一社)京都府理学療法士会会長	0		0	
荒川	林太郎	(福)京都市社会福祉協議会事務局次長	0		0	
岩井	增枝	京都市民生児童委員連盟理事	0			
内山	昭	立命館大学社系研究機構上席研究員		0		
荻野	達也	京都商工会議所理事・事務局長		0		
奥野	博喜	(一社)京都府歯科医師会理事	0		0	
奥本	喜裕	(一社)京都地域密着型サービス事業所協議会会長		0	0	
加藤	アイ	京都市地域女性連合会常任理事		0		
河合	雅美	(公社)認知症の人と家族の会京都府支部代表	0			
川添	チエミ	(公社)京都府介護支援専門員会副会長		0	0	
北川	英幸	京都弁護士会弁護士		0		0
源野	勝敏	京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会顧問	0		0	
児玉	賢	(一社)京都府薬剤師会理事	0		0	
児玉	直久	(一社)京都市老人福祉施設協議会会長		0	0	
清水	紘	京都府慢性期医療協会会長		0	0	
清水	美佐緒	市民公募委員		0		
竹内	栄一	(一社)京都府介護老人保健施設協会理事		0	0	
田中	均	(一社)京都市老人クラブ連合会常務理事・事務局長	0			
谷口	洋子 〇	(一社)京都府医師会副会長	☆		☆	0
中川	典子	市民公募委員		0		
中村	英弘	(公社)京都府柔道整復師会理事	0		0	
橋元	春美	(公社)京都府看護協会専務理事	0		0	
檜谷	美恵子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授	0			
平田	和幸	(一社)京都府訪問看護ステーション協議会副会長		0	0	
平野	淳裕	日本労働組合総連合会京都府連合会(日本郵政グループ労働組合京都連絡協議会 議長)		0		
福富	昌城 ◎	花園大学社会福祉学部社会福祉学科教授		☆		☆
牧寿	表治	市民公募委員	0			
山岡	景一郎	(公財)京都府生活衛生営業指導センター代表理事	0			
北澤	達夫	税理士・特定社会保険労務士				0

(3) 京都市高齢者施策推進協議会の協議状況(開催日・議題)

京都市高齢者施策推進協議会の協議状況(開催日・議題)については、京都市情報館(ホームページ)で公表しております。

「トップページ」⇒「健康・福祉」⇒「高齢者福祉」⇒ 「京都市民長寿すこやかプラン」⇒ 「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」



2

市民意見の募集(パブリックコメントの実施結果)

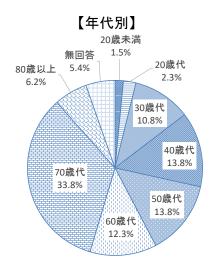
(1) 募集期間及び応募方法

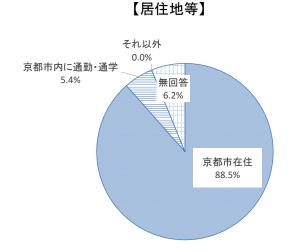
募集期間:2023年12月22日(金)~2024年1月31日(水)

応募方法:郵送、持参、FAX、電子メール、ホームページの意見募集フォーム

(2) 募集結果

意見者数130人 意見総数206件





■ 意見の内訳

区分	件 数
京都市民長寿すこやかプラン全般について	1 4
第1章 はじめに	1 4
第2章 高齢者を取り巻く状況	7
第3章 第8期プランの取組状況	3
第4章 第9期プランの計画体系	8
第5章 京都市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の重点取組ごとの主な施策・事業	120
【重点取組1】健康長寿の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進	1 9
【重点取組2】地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進	3 1
【重点取組3】住み慣れた地域で暮らし続けるための介護サービス等の充実と住まい環境の確保	1 9
【重点取組4】介護等の担い手の確保・定着及び育成をはじめとする介護サービス等を持続していくための取組の推進	5 1
第6章 京都市認知症施策推進計画・成年後見制度利用促進計画	2 6
認知症施策推進計画	1 5
成年後見制度利用促進計画	1 1
第7章 介護サービス量の推計	1 2
その他 第1号被保険者の介護保険料・用語解説	2
合 計	206

3 日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの利用量の推計及び必要利用定員総数

地域密着型サービスについては、介護保険法第117条により、日常生活圏域ごとの各サービス量の見込みと、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることとなっています。

第9期プランの計画期間においては、各日常生活圏域における要支援·要介護認定者数をもとに、各サービスの必要利用量等を次のとおり推計しました。

(1) 地域密着型サービスの利用量の推計

【2024年度】

日常生活	舌圏域名	定期巡回·随 時対応型訪 問介護看護	夜間対応型 訪問介護	認知症対応 型通所介護	小規模多機 能型居宅 介護	認知症対応 型共同生活 介護	地域密着型 特定施設入 居者生活 介護	地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護	看護小規模 多機能型居 宅介護	地域密着型 通所介護
		(人/年)	(人/年)	(回/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(回/年)
	北①	190	178	688	243	336	62	94	30	5,976
	北②	156	146	567	200	277	51	78	24	4,923
	北③	360	337	1,306	461	638	118	179	56	11,34
北区	北4	198	185	717	252	351	65	98	31	6,23
									40	8,09
	北⑤	257	241	931	327	456	84	128		
	北⑥	201	188	727	256	355	66	100	31	6,31
	上京①	238	223	863	305	422	78	118	37	7,498
	上京②	239	224	865	303	423	78	119	37	7,52
上京区	上京③	246	231	893	316	436	80	122	39	7,75
	上京④	221	207	801	282	392	72	110	35	6,96
	左京(1)	43	40	155	54	76	14	21	7	1,34
	左京②	144	135	523	186	256	47	72	23	4,540
	左京③	247	232	896	315	438	81	123	39	7,79
	左京④	10	9	36	13	18	3	5	2	31
	左京(5)	85	79	307	107	150	28	42	13	2,66
左京区	左京⑥	232	218	842	295	412	76	116	36	7,32
	左京⑦	263	246	952	333	466	86	131	41	8,27
	左京⑧	260	243	942	330	461	85	129	41	8,18
	左京⑨	259	242	937	326	458	85	129	40	8,140
	左京⑪	194	182	703	248	344	63	97	30	6,11
	中京①	248	232	899	316	440	81	123	39	7,81
	中京②	289	270	1,046	365	512	94	144	45	9,09
中京区	中京③	114	107	413	145	202	37	57	18	3,58
マホム	中京④	167	157	606	212	296	55	83	26	5,26
	中京⑤	97	91	353	125	173	32	48	15	3,066
	中京⑥	142	133	514	183	251	46	71	22	4,468
	東山①									
* 1.57		192	180	696	245	340	63	95	30	6,04
東山区	東山②	151	142	549	194	268	49	75	24	4,76
	東山③	116	108	419	147	205	38	58	18	3,642
	山科(1)	311	291	1,127	397	551	102	155	49	9,79
山科区	山科(2)	226	211	819	288	400	74	112	35	7,114
	山科(3)	393	368	1,425	502	697	128	195	61	12,379
111111										
	山科4	258	242	937	330	458	84	129	40	8,139
	山科⑤	273	256	990	346	484	89	136	43	8,60
下京区	下京①	160	150	581	204	284	52	80	25	5,05
	下京②	130	122	472	166	231	43	65	20	4,10
	下京③	88	83	320	114	157	29	44	14	2,782
	下京④	166	156	602	211	295	54	83	26	5,236
	下京⑤	232	217	840	295	411	76	115	36	7,299
	南①	210	197	761	268	372	69	104	33	6,616
	南②	266	249	963	338	471	87	132	42	8,366
南区	南③	240	225	869	305	425	78	119	38	7,55
	南④	156	146	565	199	276	51	78	24	4.909
	南⑤	205	192	742	260	363	67	102	32	6,446
	右京①	269	252	975	346	476	88	134	42	8,466
	右京②	119	111	431	151	211	39	59	19	3,749
	右京③	165	154	598	210	292	54	82	26	5,193
	右京④	250	234	906	320	443	82	124	39	7,87
	右京⑤	233	218	845	302	413	76	116	36	7,34
_				543			49			
右京区	右京⑥	150	140		190	266		75	23	4,72
	右京⑦	246	230	891	311	436	80	122	38	7,74
	右京⑧	177	166	641	227	313	58	88	28	5,570
	右京⑨	184	173	668	236	327	60	92	29	5,80
	右京⑩	77	73	281	102	137	25	39	12	2,440
	右京⑪	239	224	866	307	423	78	119	37	7,520
	西京①	298	279	1,080	378	528	97	148	47	9,38
西京区	西京②	310	290	1,124	396	550	101	154	49	9,768
	西京③	163	152	589	206	288	53	81	25	5,12
	西京④	149	139	539	189	264	49	74	23	4,68
~ -	洛西①	328	307	1,187	414	581	107	163	51	10,32
洛西支所	<u>洛西②</u>	271	254	981	343	480	89	135	42	8,53
	伏見①	176	165	640	227	313	58	88	28	5,55
	伏見②	136	127	491	174	240	44	67	21	4,26
伏見区	伏見③	227	212	822	290	402	74	113	35	7,14
	伏見④	131	123	477	168	233	43	65	21	4,14
	伏見⑤	208	194	753	267	368	68	103	32	6,53
	伏見⑥	157	147	568	201	277	51	78	24	4,93
	伏見⑦	214	200	776	275	379	70	106	33	6,73
	伏見⑧	288	270	1,044	368	510	94	143	45	9,07
	深草①	198	185	718	254	351	65	99	31	6,23
深草支所	深草②	261	244	946	333	463	85	130	41	8,22
	深草③	189	177	685	243	335	62	94	30	5,95
	醍醐①	156	146	566	199	277	51	78	24	4,91
醍醐支所	醍醐②	148	138	535	187	262	48	73	23	4,65
ᄣᄤᆇᄞ	醍醐③	183	172	664	232	325	60	91	29	5,770
	醍醐(4)	246	230	890	313	435	80	122	38	7,73

【2025年度】

日常生活	5圏域名	定期巡回·随 時対応型訪 問介護看護	夜間対応型 訪問介護	認知症対応 型通所介護	小規模多機 能型居宅 介護	認知症対応 型共同生活 介護	地域密着型 特定施設入 居者生活 介護	地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護	看護小規模 多機能型居 宅介護	地域密着型 通所介護
		(人/年)	(人/年)	(回/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(回/年)
	北①	198	188	686	251	340	65	102	31	6,268
	北②	163	155	565	207	280	53	84	26	5,163
北区	北③	376	357	1,303	477	646	123	194	59	11,901
	北④	207	196	716	260	355	67	106	33	6,536
	北⑤	268	255	930	338	461	87	138	42	8,491
	北⑥	209	199	725	264	360	68	108	33	6,626
	上京①	248	236	861	316	427	81	128	39	7,864
上京区	上京②	249	237	863	314	428	81	128	39	7,887
工水区	上京③	257	244	891	326	442	84	132	41	8,133
	上京④	231	219	800	292	397	75	119	36	7,305
	左京①	45	42	154	56	77	15	23	7	1,410
	左京②	151	143	522	192	259	49	78	24	4,768
	左京③	258	245	895	326	444	84	133	41	8,170
	左京④	10	10	36	13	18	3	5	2	328
左京区	左京⑤	88	84	306	111	152	29	46	14	2,79
工水区	左京⑥	243	230	840	305	417	79	125	38	7,678
	左京⑦	274	260	950	344	471	89	141	43	8,678
	左京⑧	271	258	940	342	466	88	140	43	8,588
	左京⑨	270	256	935	337	464	88	139	43	8,543
	左京⑩	203	192	702	256	348	66	104	32	6,409
	中京①	259	246	897	326	445	84	133	41	8,19
	中京②	301	286	1,044	377	518	98	155	48	9,530
hㅎc	中京③	119	113	412	150	204	39	61	19	3,76
中京区	中京④	174	166	604	219	300	57	90	28	5,52
	中京⑤	102	97	352	129	175	33	52	16	3,21
	中京⑥	148	141	513	189	254	48	76	23	4,68
•	東山①	200	190	694	254	344	65	103	32	6,34
東山区	東山②	158	150	547	200	272	51	81	25	4,99
	東山③	121	115	418	152	207	39	62	19	3,82
	山科①	325	308	1,125	410	558	106	167	51	10,27
	山科(2)	236	224	817	298	405	77	121	37	7.46
山科区	山科(3)	410	390	1,422	519	705	134	211	65	12,98
	山科(4)	270	256	935	341	464	88	139	43	8,53
	山科(5)	285	271	988	357	490	93	147	45	9,02
	下京①	167	159	580	211	288	55	86	26	5.29
	下京②	136	129	471	172	234	44	70	22	4,30
下京区	下京③	92	88	320	117	158	30	47	15	2.91
ГЖС	下京④	174	165	601	218	298	57	89	27	5,49
	下京⑤	242	230	838	305	416	79	125	38	7,65
	南①	219	208	760	277	377	79	113		6,93
	南②	219	263	961	349	477	90	143	35 44	8,77
# IZ	南③	250	238	867	315	477	82	129	40	7,92
南区	南4	163	155	564	206	280	53	84	26	5,14
	南⑤	214		740			70	110	34	1
			203		269	367			44	6,76
	右京①	281	267	973	357	482	91	145		8,87
	右京②	124	118	430	156	214	40	64	20	3,93
	右京③	172	164	596	217	296	56	89	27	5,44
	<u>右京④</u>	261	248	905	331	449	85	134	41	8,26
+÷=	右京⑤	243	231	844	312	418	79	125	38	7,70
右京区	右京⑥	157	149	542	196	269	51	81	25	4,95
	右京⑦	257	244	889	321	441	84	132	41	8,12
	右京⑧	185	175	640	234	317	60	95	29	5,84
	右京⑨	192	183	667	244	331	63	99 42	30	6,08
	<u>右京⑪</u> 右京⑪	249	77	281	105	139	26		13	2,55
		249	237	864	317	428	81	128	39	7,88
	西京①	311	295	1,077	391	535	101	160	49	9,84
西京区	西京②	324	308	1,122	409	556	105	167	51	10,24
	西京③	170	161	588	213	292	55 51	87	27	5,37
	西京④	155	148	538	196	267	51	80	25	4,91
各西支所	<u>洛西①</u>	342	325	1,185	429	588	111	176	54	10,82
	洛西②	283	269	979	355	486	92	146	45	8,94
	伏見①	184	175	638	235	316	60	95	29	5,82
	伏見②	141	134	490	180	243	46	73	22	4,47
	伏見③	237	225	820	300	407	77	122	37	7,49
伏見区	伏見④	137	130	476	174	236	45	71	22	4,34
	伏見⑤	217	206	751	276	372	71	112	34	6,85
	伏見⑥	163	155	566	208	281	53	84	26	5,17
	伏見⑦	223	212	774	284	384	73	115	35	7,06
	伏見⑧	301	286	1,042	380	517	98	155	48	9,51
_	深草①	207	196	717	263	355	67	107	33	6,54
深草支所	深草②	273	259	944	344	468	89	140	43	8,62
	深草③	197	187	684	251	339	64	102	31	6,24
	醍醐①	163	155	565	206	280	53	84	26	5,15
CH III	醍醐②	154	146	534	194	265	50	79	24	4,88
醍醐支所	醍醐③	191	182	662	239	329	62	99	30	6,05
	醍醐④	256	243	888	324	440	84	132	41	8,11
	<u> </u>	16,092	15,288	55,763	20,328	27,660	5,244	8,292	2,544	509,30

【2026年度】

日常生活	5圏域名	定期巡回·随 時対応型訪 問介護看護	夜間対応型 訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機 能型居宅 介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型 特定施設入 居者生活 介護	地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護	看護小規模 多機能型居 宅介護	地域密着通所介護
	T	(人/年)	(人/年)	(回/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(回/年
	北①	205	192	702	253	346	67	107	32	6,39
	北②	168	158	579	209	285	55	88	26	5,26
H IZ	北③	388	364	1,334	481	657	127	202	61	12,14
北区	北④	213	200	732	263	361	70	111	33	6,66
	北⑤	277	260	951	341	469	91	144	43	8,66
	北⑥	216	203	742	267	366	71	113	34	6,75
	上京①	257	241	881	319	434	84	134	40	8.02
	上京②	257	241	883	317	435	84	134	40	8,04
上京区	上京③	265	249	911	330	449	87	138	42	8.29
	上京④	238	223	818	295	403	78	124	37	7,45
	左京①	46	43	158	57	78	15	24	7	1,43
	左京②	156	146	534	194	263	51	81	24	4,86
	左京③	267	250	915	329	451	87	139	42	8,33
	左京④	11	10	37	13	18	4	6	2	33
左京区	左京⑤	91	86	313	112	154	30	48	14	2,85
上水区	左京⑥	251	235	860	308	424	82	131	39	7,83
	左京⑦	283	265	972	348	479	93	148	44	8,85
	左京⑧	280	263	962	345	474	92	146	44	8,76
	左京(9)	279	261	957	341	472	91	145	44	8,7
	左京⑪	209	196	718	259	354	69	109	33	6,5
	中京①	267	251	918	330	452	88	139	42	8,3
	中京②	311	292	1.068	381	526	102	162	42	9.7
										,
中京区	中京③	123	115	421	151	208	40	64	19	3,8
	中京④	180	169	618	222	305	59	94	28	5,6
	中京⑤	105	98	360	131	178	34	55	16	3,2
	中京⑥	153	143	525	191	259	50	80	24	4,7
	東山①	207	194	711	256	350	68	108	32	6,4
区山河	東山②	163	153	560	202	276	53	85	26	5,1
	東山③	125	117	428	153	211	41	65	20	3,8
	山科(1)	335	314	1,151	414	567	110	175	53	10,4
山科区	山科②	243	228	836	301	412	80	127	38	7.6
	山科③	424	397	1,455	524	717	139	221	66	13,2
117112										
	<u>山科④</u>	279	261	956	344	471	91	145	44	8,7
	<u>山科⑤</u>	295	276	1,011	361	498	97	154	46	9,2
	下京①	173	162	593	213	292	57	90	27	5,4
	下京②	140	132	482	173	238	46	73	22	4,3
下京区	下京③	95	89	327	119	161	31	50	15	2,9
	下京④	179	168	615	220	303	59	93	28	5,6
	下京⑤	250	234	858	308	423	82	130	39	7,8
	南①	226	212	777	280	383	74	118	35	7.0
	南②	286	268	983	353	484	94	149	45	8,9
阿区	南③	259	242	888	319	437	85	135	41	8,0
r) <u>F</u>	南4	168	157	577	208	284	55	88	26	5.2
	南⑤	221	207	757	272	373	72	115	35	6,8
	右京①	290	272	995	361	490	95	151	45	9,0
	右京②	128	120	440	157	217	42	67	20	4,0
	右京③	178	167	610	219	301	58	93	28	5,5
	<u>右京④</u>	270	253	926	334	456	88	141	42	8,4
	右京⑤	251	235	863	315	425	82	131	39	7,8
京区	右京⑥	162	152	555	198	274	53	84	25	5,0
	右京⑦	265	249	910	325	449	87	138	42	8,2
	右京⑧	191	179	655	237	323	62	99	30	5,9
	右京⑨	199	186	682	247	336	65	104	31	6,2
	右京⑪	84	78	287	106	141	27	44	13	2,6
	右京⑪	257	241	884	320	435	84	134	40	8,0
	西京①	321	301	1,102	395	543	105	167	50	10,0
	西京②	334	313	1,102	413	566	110	174	52	10,0
京区	_									
	西京③	175	164	602	215	297	57	91	27	5,4
	西京④	160	150	551	198	271	53	84	25	5,0
西支所	<u>洛西①</u>	353	331	1,212	433	598	116	184	55	11,0
~//	<u>洛西②</u>	292	274	1,002	358	494	96	152	46	9,1
	伏見①	190	178	653	237	322	62	99	30	5,9
	伏見②	146	137	502	182	247	48	76	23	4,5
	伏見③	244	229	839	303	414	80	127	38	7,6
伏見区	伏見④	142	133	487	176	240	46	74	22	4,4
	伏見⑤	224	210	769	279	379	73	117	35	6,9
	伏見⑥	169	158	580	210	285	55	88	26	5,2
	伏見(7)	231	216	792	287	390	76	120	36	7,2
	伏見⑧	310	291	1,066	384	525	102	162	49	9,7
r ++	深草①	214	200	733	265	361	70	111	33	6,6
『草支所	深草②	281	264	966	348	476	92	147	44	8,7
	深草③	204	191	700	254	345	67	106	32	6,3
	醍醐①	168	158	578	208	285	55	88	26	5,2
3 II 10	醍醐②	159	149	547	196	269	52	83	25	4,9
醍醐支所	醍醐③	197	185	678	242	334	65	103	31	6,1
	醍醐④	265	248	909	327	448	87	138	41	8,2
		200	240	303	321	740	5,448	100	41	U,Z

(2) 認知症対応型共同生活介護等の必要利用定員総数

(人分)

			2024年度			2025年度			2026年度	
日常生活	圏域名	認知症対 応型共同 生活介護	地域密着 型特定施 設入居者 生活介護	地域密着 型介護老 人福祉施 設入所者 生活介護	認知症対 応型共同 生活介護	地域密着 型特定施 設入居者 生活介護	地域密着 型介護老 人福祉施 設入所者 生活介護	認知症対 応型共同 生活介護	地域密着 型特定施 設入居者 生活介護	地域密着 型介護老 人。 設入 設入 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
北区	北① 北② 北③ 北④ 北⑤	234			234			235		
上京区	上京① 上京② 上京③ 上京④	162			163			163		
左京区	左京① 左京② 左京③ 左京⑤ 左京⑤ 左京⑥ 左京⑦ 左京⑥ 左京⑦ 左京⑩	292			293			294		
中京区	中京① 中京② 中京③ 中京④ 中京⑤ 中京⑥	182			183			183		
東山区	東山① 東山② 東山③	80			80			80		
山科区	山科① 山科② 山科③ 山科④ 山科⑤	247			248			249		
下京区	下京① 下京② 下京③ 下京④ 下京⑤	130	473	748	131	523	806	131	573	835
南区	南① 南② 南③ 南④ 南⑤	182			183			184		
右京区	右京① 右京② 右京京③ 右京京④ 右京京⑤ 右京京⑥ 右方京⑥ 右方京⑥ 右方京⑥ 右方京⑥	366			367			368		
西京区	西京① 西京② 西京③ 西京④	157			157			158		
洛西支所	<u>洛西①</u> 洛西②	98			98			99		
伏見区	 休見① 伏見② 伏見③ 伏見⑤ 伏見⑥ 伏見⑥ 伏見⑧	272			273			274		
深草支所	深草① 深草② 深草③	111			111			112		
醍醐支所	醍醐①醍醐②醍醐③醍醐④	123			124			124		
合		2,636	473	748	2,645	523	806	2,654	573	835

[※] 必要利用定員総数(整備等目標数)については、地域密着型サービスの基盤整備の考え方を踏まえ、 第8期計画に引き続き、認知症対応型共同生活介護は行政区単位、地域密着型特定施設入居者生活介護 及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は全市単位としています。

用語解説

	用語	説明
カ	介護医療院 〔介護保険サービス〕	2018年度から新設された介護保険施設。主に長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設
	介護給付費準備基金	市町村が設けることができる基金で、3年間の介護保険事業計画期間中、給付費が見込みを下回る場合は剰余金を積み立て、見込みを上回る場合は必要額を取り崩し、また、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり取り崩すことができるもの
	介護支援専門員(ケアマ ネジャー)	要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する、介護保険法で定められた介護支援専門員証の交付を受けた者(要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じた適切なサービスを利用できるよう、各種サービス事業を行う者等との連絡調整等を行い、介護サービス計画(ケアプラン)等の立案を担う。)
	介護予防·日常生活支援 総合事業	2015年度の介護保険制度改正により創設され、訪問型サービスや通所型サービスを含む「介護予防・生活支援サービス事業」と、介護予防教室等に取り組む「一般介護予防事業」とからなる。京都市では2017年4月から開始し、従来予防給付として提供されていた介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、2017年度にそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスに移行
	介護離職ゼロ	介護サービスが利用できないこと等により、仕事と介護の両 立ができず介護のために離職する人をなくすための政策
	介護老人福祉施設(特別 養護老人ホーム) 〔介護保険サービス〕	入所する要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他 の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を 行う施設
	介護老人保健施設 〔介護保険サービス〕	入所する要介護者に対し、医学的管理の下における介護、看護、 及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う ことにより、居宅における生活への復帰を目指すとともに、自立 した居宅での生活が継続できるよう支援する施設
	看護小規模多機能型居 宅介護 〔介護保険サービス〕	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、利用者の心身の状況、置かれている環境、希望を踏まえ、居宅への「訪問」、サービスの拠点への「通所」、短期間の「宿泊」を柔軟に組み合わせて療養上の管理の下で利用者に提供し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
+	京都市居住支援協議会(京都市すこやか住宅ネット)	不動産関係団体及び福祉関係団体の参画を得て、官民協働で、 住宅と福祉の両面から、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮 らせる住まいの確保に向けた取組を進めるための住宅セーフティネット法に基づく協議会

	用語	説明
ケ	ケアマネジメント	主に介護支援専門員や高齢サポート(地域包括支援センター)
		職員等がケアプランを作成する時に行われるもので、利用者の
		身体状態や環境等を把握し、生活する上での課題を分析し、課
		題の解決に向けてどのような取組が必要となるか、社会資源、
		利用者を取り巻く環境等も含めて総合的に検討し、ケアプラン
		を作成するというプロセスを意味する。
П	高齢サポート	本市における地域包括支援センターの愛称
	高齢者あんしんお出か	専用の端末を貸し出し、認知症の高齢者等の行方が分からな
	けサービス事業	くなった際にGPS機能を利用して、居場所をお知らせするサ
		ービス。本サービスには、高齢者等が他人にケガをさせたり他
		人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に備
	サービス仕も古松老白	える日常生活賠償保険を付帯している。 2011年10月施行の改正高齢者住まい法により創設され
サ	サービス付き高齢者向 け住宅	2011年10月施100改正向齢有任まい法により創設され た、高齢の単身及び夫婦世帯が安心して生活できる、高齢者に
	17 正七	た、同劇の平匀及の人端に用が及心して工冶できる、同劇者に ふさわしい良好な居住環境と専門家による見守りサービス等を
		備えた賃貸住宅や有料老人ホームであり、都道府県知事、政令
		市又は中核市の長に登録したもの
	財政安定化基金	介護保険事業計画の見込みを上回る給付費増や保険料収納不
		足により、市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなっ
		た場合、一般財源から財政補填をする必要のないよう、市町村
		に対して資金の交付や貸付を行う、都道府県に設置された基金
		(財源は、国、都道府県、市町村(介護保険料)から 1/3 ずつ
		拠出し、一定の事由により市町村の介護保険財政に不足が生じ
		た場合には、資金の交付又は貸付を行う。)
シ	小規模多機能型居宅介	利用者の心身の状況、置かれている環境、希望を踏まえ、居 マ。の「計開」 サービスの拠点。の「済託」 短期間の「空泊」
	護·介護予防小規模多機 能型居宅介護	宅への「訪問」、サービスの拠点への「通所」、短期間の「宿泊」 を柔軟に組み合わせて利用者に提供し、家庭的な環境と地域住
	能宝冶七万設 〔介護保険サービス〕	民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常
	CALLER PROPERTY	生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
セ	成年後見制度	判断能力が不十分な方(認知症高齢者、知的障害や精神障害
		のある人等)の不動産や預貯金の管理、介護サービスや施設入
		所契約の締結等を支援する制度(同制度は、法定後見と任意後
		見の2つの制度に分けられる。また、法定後見制度には、本人
		の判断能力に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型が
	₩ 1 □ ₩ □ ₩ Y	ある。)
タ	第1号被保険者	市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(対象者の心
		身の状況に応じて、介護保険サービスや地域支援事業が利用で きる。)
		さる。) 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療
		保険加入者(特定疾病が原因で支援や介護が必要な場合は、要
		介護認定を申請でき、要支援又は要介護に認定された場合は、
		介護保険サービスが利用できる。)
	ダブルケア	近年、晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者(世帯)
		が親等の介護も同時に引き受けること(育児と介護のダブルケ
		ア)

	用語	説明
チ	地域あんしん支援員	「社会的孤立」等の状態にあり、制度の狭間や支援の拒否と
		いった、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、既存の制
		度や地域だけでは対応が難しい福祉的課題を抱える方等に対
		し、継続して寄り添いながら、行政等の関係機関、地域と連携
		し、適切な支援に結び付ける伴走型の支援を行う者。
	地域介護予防推進セン	高齢者の介護予防の普及促進を図るために本市が委託運営し
	ター	ている市内12か所の拠点
	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関
		係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として
		参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つ
		ながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共 に創っていく社会。改正社会福祉法(2018年4月施行)で
		に創りていて社会。改正社会価値法(2010年4月施刊)で は、地域共生社会の実現に向け、地域住民や関係機関の相互協
		力が円滑に行われ、課題解決のための支援が包括的に提供され
		る体制を整備していくことが市町村の努力義務とされている。
	 地域ケア会議	個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点とし
		て、地域における様々な課題を的確に把握し、対応を行うため
		の連携体制を構築することにより、高齢者支援の社会基盤の整
		備等を目的とする、高齢サポート等が主催する会議(医療、介
		護や福祉の関係機関、民生児童委員等、地域で高齢者を支える
		様々な関係者が参加する。)
	地域支え合い活動創出	高齢者を対象とする生活支援サービス等の体制整備の推進を
	コーディネーター	目的とし、地域において、その提供体制の構築に向けたコーデ
		ィネート機能を果たす者。
		本市では、「京都市地域支え合い活動創出事業」において、
		2016年5月から「地域支え合い活動創出コーディネーター」
		の配置や「地域支え合い活動調整会議」の開催を通じて、地域の
		住民団体、ボランティア団体等の多様な主体が生活支援サービス
		を提供することで多様な生活支援ニーズに応える体制づくりを進
		めている。
	地域支援事業	2006年4月施行の改正介護保険法により創設された、要
		介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった 場合においても、できる限り、地域において自立した生活を営
		場合にのいても、できる限り、地域にのいて自立した生活を営しむことができるよう支援するための事業
	 地域包括ケアシステム	高齢者一人ひとりが、できる限り、住み慣れた地域での生活
	地域已治ナナンバナム	を継続できるよう、日常生活圏域単位で、医療、介護、予防、
		住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み
	 地域包括支援センター	高齢者に対する様々な支援を行うために本市が委託運営して
	(愛称:高齢サポート)	いる、市内61か所の公的な相談窓口(同センターでは、社会)
		福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の専門職員が連携して、
		総合相談支援や介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・
		継続的ケアマネジメント支援を一体的に実施している。)
	地域密着型サービス	今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者
	〔介護保険サービス〕	等が、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、
		2006年4月施行の改正介護保険法により創設されたサービ
		ス

	用語	説明
	地域密着型特定施設入 居者生活介護 〔介護保険サービス〕	特定施設として指定を受けた、要介護者専用で定員29人以下の有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入居している利用者に、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービス
	チームオレンジ	認知症の人・家族の支援ニーズと認知症サポーターをはじめとした地域住民や支援者を繋ぐ仕組み。 長寿すこやかセンターに認知症サポーター活動促進コーディネーターを配置し、認知症当事者の思いを基に、当事者・家族と認知症サポーターをはじめとした地域住民等と繋ぎ、共に社会参加活動の場や地域づくりを進める取組を行っている。
	調整交付金	保険給付において国が負担する25%のうち、定率で交付される20%を除いた残りの5%分の交付金(交付率は、年齢が高い高齢者の割合や、所得段階構成比といった市町村の努力では対応できない第1号保険料の格差を調整するため、市町村ごとに異なる。)
テ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 「介護保険サービス」	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期的な巡回又は随時通報を受けて利用者の居宅を訪問し、介護福祉士等が入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うとともに、看護師等が主治医の指示に基づき療養上の世話又は診療の補助を行うサービス
۲	特定施設入居者生活介護·介護予防特定施設入居者生活介護 「介護保険サービス」	特定施設として指定を受けた有料老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム等に入居している利用者に、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話等を行うサービス
=	日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、地域の特性に応じて区分した圏域。本市では、複数の元学区を束ねた地域として76地域(概ね中学校区)を設定
	認知症カフェ	認知症の人やその家族・知人、医療・介護の専門職、地域の人々が集い出会い、なごやかな雰囲気の下、気軽に認知症の人やその家族同士の情報交換や専門職への相談等、認知症のことやその対応等についての理解を深めることができる場所。カフェごとに活動内容も多様であり、認知症の人と家族の会や長寿すこやかセンター、区社会福祉協議会、NPO法人等様々な機関・団体等が運営している。
	認知症サポーター	認知症サポーター養成講座を受講し、認知症について正しく 理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で 接する「応援者」
	認知症サポート医	認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医の認知症診断等に関する助言や支援を行うほか、専門医療機関や高齢サポート等との連携の推進役になるとともに、かかりつけ医認知症対応力向上研修の企画・講師や認知症初期集中支援チームのチーム員医師となる医師

用語		説明
	認知症疾患医療センタ 一(地域型)	本人・家族や介護事業者等から認知症に関する相談に応じる 専門医療相談、画像検査等を基にした専門医による認知症の詳 しい診断の実施と治療方針の決定、認知症と共に併発している 疾病(合併症)への対応、地域の関係機関との連携、認知症初 期集中支援チームへの医療的バックアップ等を行う専門医療機 関
	認知症初期集中支援チ ーム	家族等からの相談を受け、在宅生活をしている認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援等初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うことにより認知症の早期発見と早期対応を目指して活動するチーム(医師(認知症サポート医)と医療・介護の専門職で構成されている。)
	認知症対応型共同生活 介護・介護予防認知症対 応型共同生活介護(グル ープホーム) 〔介護保険サービス〕	認知症高齢者が共同生活を営む住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
٤	ビジネスケアラー	仕事をしながら家族等の介護に従事する人のこと。介護の負担によって、仕事に支障が出たり、介護離職する人もいるため、ビジネスケアラー本人だけの問題ではなく、ビジネスケアラーが労働に従事できないことによる社会全体の経済的損失も深刻な課題となっている。
木	保険者機能強化推進交 付金	自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援するために2017年地域包括ケア強化法に基づき創設された交付金。2020年度からは、この保険者機能強化推進交付金に加え、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価する介護保険保険者努力支援交付金が創設された。
	保健福祉事業	介護保険法に基づき、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業(介護者支援、介護予防、サービス利用に係る資金の貸付等)について、第1号介護保険料を財源として、独自に実施する事業
ヤ	ヤングケアラー	年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども
ュ	有料老人ホーム	高齢者を入居させ、入浴、排泄若しくは食事の介護、食事の 提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令 で定めるものの供与(他に委託して供与をする場合及び将来に おいて供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う 施設(老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行 う住居その他厚生労働省令で定める施設を除く。)
	ロコモティブシンドロ ーム(運動器症候群)	運動器(筋肉、骨、関節等)が衰えて「立つ」、「歩く」といった動作が困難になり、要介護や寝たきりの状態になってしまう、またはそのリスクが高い状態のこと

2024年3月 発行 : 京都市 京都市印刷物 第053183号

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

TEL: 075-213-5871 FAX: 075-213-5801

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 -1 井門明治安田生命ビル2階

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

TEL: 075-222-3411 FAX: 075-222-3416

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町 65 京都朝日ビル 4 階